

外国国家に対する民事裁判手続を巡る諸問題

国際関係学科 坂巻 静佳



外国国家, 民事裁判手続, 商業的取引, 労働契約,
国連国家免除条約

私人又は私企業が外国国家又はその国家機関と取引を行う場面は日常的に存在する。売買契約を締結し、商品を納入したのに代金を支払ってもらえない場合、私人との取引であれば、最終的には民事裁判に訴えることができる。では契約違反した相手が外国国家であった場合、私人に対するのと同じように、外国国家に国内裁判所で訴えを提起することはできるのだろうか。

20世紀半ばまでは、外国国家を国内裁判所では訴えることはできないとの理解も根強く存在した。しかし現在、商取引、雇用契約、不法行為等の一定の事案については、外国国家に対しても国内裁判所で訴えを提起し、また場合によっては判決を執行できる場合があるとの理解が多数説となっている。

そこで、どのような場合に外国国家に訴えを提起し、また外国国家に対する判決を執行できるのかについて研究している。

アピール
ポイント

国際公法に関する諸問題についてのレクチャー等に可能な限り対応します。